

## 「ミツバチに対する農薬危害防止対策」

### 1 ミツバチに対する危害防止に係る啓発について

(1) 県は「蜜蜂飼育関係集計表」を市町村及び関係団体等に配付し、ミツバチの危害防止に係る情報(飼育箱設置場所や期間等)を提供する。

なお、「蜜蜂飼育関係集計表」には、養蜂家の個人情報等が含まれるため、危害防止対策以外の目的には利用せず、外部に流出しないよう取り扱いに十分注意する。

(2) 県・市町村・農協並びに農薬販売等関係団体は、ミツバチへの危害防止対策の徹底及び巣箱の位置や防除計画等の情報交換など、農家等農薬使用者への啓発や連絡体制の整備に努める。

### 2 県、農薬使用者及び養蜂家相互の情報交換の徹底について

(1) 県の取組について

県は、無人航空機等の防除計画について、養蜂家へ情報提供を行う。

(2) 農薬使用者の取組について

① 農協等は、果樹及び水稲など、地域で一斉に実施する基幹的な防除計画や臨機に実施する防除計画について、地域の連絡体制により事前に養蜂家へ情報提供を行う。

② 上記①の詳細な防除計画(日程、場所等)については、改めて養蜂家へ情報提供を行うとともに、防除計画変更時の連絡も徹底する。

(3) 養蜂家の取組について

① 養蜂家は、果樹や水稲農家等に飼育箱設置場所や期間を明らかにするなど、情報交換に努める。

② 飼育計画の詳細(飼育箱設置場所、期間等)について、飼育箱を設置する地域の農業協同組合(営農指導)及び無人航空機防除の実施主体又はオペレーターへ情報提供を行う。

### 3 農薬の選定及び使用にあたっての留意点について

(1) 地域の防除暦等に掲載する果樹関係の訪花性害虫防除薬剤や水稲の出穂・開花期における防除薬剤については、ミツバチ等の有用昆虫への影響の少ないものを使用するように努める。特に、飼育箱が設置されている周辺で防除を行う際には、ミツバチ等への影響の少ない農薬を積極的に選択するよう努める。

(2) 農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響がある農薬の使用にあたっては散布時間帯にも注意する。

### 4 事故発生時の対応について

ミツバチの死亡事故等が発生した場合は、事故発生時の連絡体制に従い、養蜂家から関係機関へ連絡する。また、関係機関等は連携して速やかに原因等の調査を行うとともに、農薬使用による危害が疑われる場合は、国への調査報告を実施するとともに、地域対策会議等により再発防止について検討し、その周知啓発を行う。

### 5 その他

以上のような対策を講じるため、各地域においても養蜂関係者及び農薬使用者が相互に連携して危害防止に取り組めるよう、地域農薬安全対策協議会を主体に、ミツバチに関する危害防止対策について緊密な情報交換を行う。